

都立蔵前工科高等学校 全日制 ソーシャルメディア運用方針

東京都教育委員会ソーシャルメディアポリシー、東京都教育委員会ソーシャルメディア事務規程及び東京都教育委員会ソーシャルメディア運用マニュアルに基づき、都立蔵前工科高等学校 全日制におけるソーシャルメディア運用方針について、以下のとおり定める。

1. ソーシャルネットメディアを利用した情報発信を行う目的

都立蔵前工科高等学校 全日制における事業を都民に広く周知することを目的とする。

2. 利用するソーシャルメディアの種類

都立蔵前工科高等学校 全日制において、以下のソーシャルメディアを活用する。

- (1) X (旧 Twitter)
- (2) Instagram

3. 情報発信の内容

- (1) 都立蔵前工科高等学校 全日制における事業に関する情報
- (2) 都立蔵前工科高等学校 全日制の生徒の様子を含む、学校行事・授業・特別活動に関する情報
- (3) 生徒作品・発表会等の教育成果に関する情報
- (4) 上記 (1) (2) (3) のほか、緊急災害時など都立蔵前工科高等学校長が必要に応じて情報発信が必要と判断したもの。

4. ソーシャルメディアの運用方法

(1) 担当者

- ア. ソーシャルメディア責任者 (都立蔵前工科高等学校長 等)
- イ. ソーシャルメディア運営主任 (都立蔵前工科高等学校 全日制 副校長 等)
- ウ. ソーシャルメディア担当 (都立蔵前工科高等学校 全日制 情報処理指導主任 等)

(2) 発信の頻度・タイミング

都立蔵前工科高等学校全日制において、プレス発表後、速やかに公式ホームページによる情報発信を行い、併せて X (旧 Twitter) 及び Instagram による情報発信を行う。
頻度については、必要な都度行うこととする。

5. ソーシャルメディアの発信、意見や質問への対応方法

情報発信機能のみの運用を基本とする。ソーシャルメディアに寄せられた意見や質問への対応は、トラブルを未然に防止するため原則行わない。なお、以下に記載した機能以外にも双方向の情報発信を有する機能は原則利用しない。

- (1) X (旧 Twitter) における意見や質問への対応
 - ア. 「ダイレクトメッセージ」は原則使用しない。
 - イ. 「リポスト」は都立学校、東京都教育委員会、東京都、国、地方公共団体又は公共性の高い機関のポストに限り必要に応じてリポストする。
- (2) Instagram における意見や質問への対応
 - ア. 「メッセージ」及び「コメント」は原則使用しない。
 - イ. 「シェア」は都立学校、東京都教育委員会、東京都、国、地方公共団体又は公共性の高い機関の投稿・ストーリーズに限り必要に応じてシェアする。

6. 成りすましの防止

成りすましなどを防止するため、次の対応を行う。

- (1) 各ソーシャルメディアアカウント又はページにおいて、「【公式】」をアカウント名又はページ名の末尾につける。
- (2) 自己管理ホームページ内において、利用するソーシャルメディアのサービス名と、当該アカウント名又は当該アカウントページへのハイパーリンクを明記するページを設け、トップページ下部に当該アカウントページへリンクしたバナーを設ける。また、利用するソーシャルメディアのアカウントのプロフィール欄などに、当該アカウントを紹介している自己管理ホームページの URL を記載する。

7. トラブルへの対応

トラブルが発生した場合は次のような対応を行う。

- (1) 炎上状態になった場合
 - ア. 反論や抗弁は控え、冷静に対応する。
 - イ. 問題になった部分を修正し、謝罪する。
 - ウ. 対応に時間を要する場合はその旨を説明するなど、不要な誤解を招かないようにする。
- (2) 成りすましが発生した場合
 - ア. 当該ソーシャルメディアの管理者に削除依頼をし、ホームページ上で周知する。
 - イ. 必要に応じ広報統計課を通じて報道機関に資料提供などを行い、注意喚起する。
- (3) 事実と反するデマ的な内容が返信された場合
 - ア. 正しい情報を発信し、必要に応じてホームページへ誘導する。

8. その他運用に当たっての必要な事項

運用に当たって、X (旧 Twitter) については「X (旧 Twitter) アカウントポリシー」を、Instagram については「Instagram アカウントポリシー」を定める。